

6. 日露戦争から日露協約へ

1. 日露戦争への道

1.1. 朝鮮半島への進出と日清戦争

1873 年 「征韓論」起こる。

1875 年 9 月 10 日 江華島事件。

ソウル入口の江華島付近で韓国軍が日本軍艦に砲撃、これに対し日本軍が逆襲。

1876 年 2 月 26 日 「日朝修好条規」締結。

朝鮮に不平等条約を押し付け開国させる。

その後、米朝・英朝条約が締結される。

1884 年 7 月 7 日 「露朝条約」締結。

1891 年 5 月 日本訪問を終えた皇太子ニコライ、ウラジヴォストークでシベリア鉄道起工式を行う。

1894 年 7 月 25 日 日本海軍、清国軍艦を攻撃。

8 月 1 日 日本、清国に宣戦布告。

1895 年 1 月 14 日 日本、閣議で尖閣諸島を日本領（沖縄県）に編入することを決定（非公開）。

4 月 17 日 「日清講和条約」（「馬関条約」あるいは「下関条約」とも言う）締結。

日本は朝鮮の独立を認めさせ、遼東半島・台湾・澎湖島の譲渡、庫平銀貳億兩（当時の日本円で約 3 億 1,000 万円¹）の賠償金を獲得する。

資料：日清講和条約²

第一條	清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國タルコトヲ確認ス因テ右獨立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻典禮等ハ將來全ク之ヲ廢止スヘシ
第二條	清國ハ左記ノ土地ノ主權竝ニ該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ヲ永遠日本國ニ割與ス
一	左ノ經界内ニ在ル奉天省南部ノ地
	鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ該河口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亘リ遼河口ニ至ル折線以南ノ地併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス而シテ遼河ヲ以テ界トスル處ハ該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコト知ルヘシ
	遼東灣東岸及黃海北岸ニ在テ奉天省ニ屬スル諸島嶼
二	臺灣全島及其ノ附屬諸島嶼
三	澎湖列島即英國「グリーンウィチ」東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼
第四條	清國ハ軍費賠償金トシテ庫平銀貳億兩ヲ日本國ニ支拂フヘキコトヲ約ス右金額ハ都合ハ回ニ分チ初回及次回ハ毎回五千萬兩ヲ支拂フヘシ而シテ初回ノ拂込ハ本約批准交換後六箇月以内ニ次回ノ拂込ハ本約批准交換後十二箇月以内ニ於テスヘシ殘リノ金額ハ六箇年賦ニ分チ其ノ第一次ハ本約批准交換後二箇年以内ニ其ノ第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ其ノ第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ其ノ第四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ其ノ第五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ其ノ第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支拂フヘシ又初回拂込ノ期日ヨリ以後未タ拂込ヲ了ラサル額ニ對シテハ毎年百分ノ五ノ利子ヲ支拂フヘキモノトス
	但シ清國ハ何時タリトモ該賠償金ノ全額或ハ其ノ幾分ヲ前以テ一時ニ支拂フコトヲ得ヘシ如シ本約批准交換後三箇年以内ニ該賠償金ノ總額ヲ皆済スルトキハ總テ利子ヲ免除スヘシ若夫迄ニ二箇年半若ハ更ニ短期ノ利子ヲ拂込ミタルモノアルトキハ之ヲ元金ニ編入スヘシ

¹ この金額は、日清戦争のために日本が費やした戦費の約 1.5 倍、当時の日本政府の年間予算の数年分と言われ、非常に高額であった。

² 外務省外交資料館日本外交文書デジタルアーカイブ第 28 巻第 2 冊（明治 28 年／1895 年）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/DM0003/0001/0028/0603/0197/0424/index.djvu> [2011 年 5 月 30 日アクセス]）。

1.2. 東清鉄道と東清鉄道南満州支線の建設

1895 年 4 月 23 日 独仏露公使、外務次官を訪れ、清国への遼東半島返還を勧告（三国干渉）。

5 月 4 日 日本政府、遼東半島放棄を決定。

「臥薪嘗胆」のスローガンがはやる。

12 月 28 日 「露清銀行条例」制定。

清国、露清銀行を通じ、日本への賠償金支払のための原資として、ロシアから融資を受ける。

1896 年 6 月 3 日 「露清密約」³（「露清同盟条約」または「李鴻章＝ロバノフ協定」とも言う）締結。

日本が極東ロシア、清国、朝鮮を侵略した場合の相互援助の約束や、ロシアがチタから吉林省・黒龍江省を通過しウラジヴォストークに通じる東清鉄道（中東鉄道）および東清鉄道のスングリー川渡河地点の哈爾濱（ハルビン）から旅順までの南満州支線の建設に対する清国の許可などが取り交わされた⁴。

9 月 8 日 露清銀行と中国政府、東清鉄道建設及経営に関する契約を締結。

資料：東清鉄道建設及経営に関する契約⁵

第六条 鉄道ノ建設、経営及保護ノ為ニ必要ナル土地並土砂・石塊・石灰等ヲ獲得スル為ニ必要ナル鉄道沿線ノ土地ニシテ官有地ナルトキハ無償ニテ会社ニ引渡サルベク、私有地ナルトキハ時価ニ依リ該土地所有者ニ対スル時払若クハ年賦払ヲ以テ会社ニ引渡サルベキモノトス
会社所属ノ土地ハ一切ノ不動産税ヲ免除セラルルモノトス、会社ハ其土地ニ関シ絶対的且排他的行政権ヲ有スベシ⁶
会社ハ其土地ニ於テ一切ノ種類ノ建造物ヲ建設シ鉄道ニ必要ナル電信ヲ建設経営スルノ権利ヲ有スベシ、又会社ノ収入旅客及貨物ノ運輸並電信等ヨリ生スル一切ノ収入及料金ニ付テハ一切ノ課金及税金ヲ免除スベシ、但シ鉅山ハ之ヲ例外トシ特別ノ協定ニ俟ツベキモノトス

12 月 16 日 東清鉄道会社定款の制定。

1897 年 3 月 1 日 東清鉄道会社設立。

8 月 29 日 東清鉄道会社起工式。

1898 年 3 月 27 日 旅順大連湾租借に関する条約の締結。関東州の 25 年間の租借。

7 月 6 日 東清鉄道南満州支線に関する条約の締結。

1899 年 2 月 17 日 東清鉄道会社条例第一追加。南満州支線、大連の築港、汽船会社について定める。

8 月 11 日 大連自由港設定に関するニコライ 2 世の勅諭。

1901 年 8 月 2 日 東清鉄道付属地帯における法権に関するニコライ 2 世の勅令。

1902 年 1 月 14 日 東清鉄道会社黒龍江省内の採炭契約の締結。

1.3. 日露戦争へ

1895 年 7 月 6 日 朝鮮王妃の閔妃（ミンピ）ら、ロシア公使と結んでクーデタ、親日派を追放、親露派を登用。

³ 『満蒙問題関係の重要条約摘要』（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード A03023738700、http://www.jacar.go.jp/nichiro/djvu_doc/a03023738700/directory.djvu [2011 年 5 月 30 日アクセス]）。ニコライ 2 世の戴冠式に派遣された李鴻章とロシア外相ロバノフ・蔵相ウィッチがこの条約に調印した。当時、その存在自体が秘密とされ、日本がこれを確認したのは日露戦争開戦後のことだった。

⁴ 国立公文書館アジア歴史資料センター日露戦争用語集(4) (<http://www.jacar.go.jp/nichiro/incident.htm> [2011 年 5 月 30 日アクセス])。なお、越澤明によると、1894 年、プリモリーエ（沿海州）とザバイカリエの間の黒龍江（アムール川）地域を踏査した結果、この地域の鉄道敷設が容易でないことが判明していたため、ウラジヴォストークとチタを最短コースで結ぶ鉄道建設計画が立てられた、という（越澤明『ハル濱（はるびん）の都市計画』筑摩書房、2004 年、16 頁。なお、固有名詞の表記は引用者が修正している）。ハル濱から旅順までの南満州支線建設の目的は明確ではないが、越澤は、ウラジヴォストークが冬季に凍結してしまうため南満州の遼東半島に不凍港を欲するにいたったとしている（同上）。

⁵ 同上、20 頁。同契約によれば、東清鉄道理事長（督辦）は中国人の許景澄であったが名目的存在で、営業期間は運転開始後 80 年間で、その後は中国に無償で引き渡すものとし、36 年後からは中国に買い戻しの権利があるとされた。

⁶ この下線部を根拠として満州の事実上の植民地化が進行し、日露戦争後は南満州支線部分の付属地の施政権（事実上の植民地領有権）を日本の南満州鉄道株式会社（満鉄）が継承した。

- 10月8日 閔妃、日本軍により殺害される（三浦梧楼駐朝大使による画策）。
- 1896年2月11日 朝鮮国王高宗（コジョン、閔妃の夫）と王子、ロシア大使館に逃れる。
- 1897年12月15日 ロシア艦隊、旅順入港。
- 1900年 義和団事件を契機に、ロシア軍、満州に駐屯。
- 1902年1月30日 日英同盟調印。
- 4月8日 露清、満州還付協約並付帯宣言を締結⁷。
- 1903年12月半ば ニコライ2世、会議で、「戦争は問題にならない」と日露間の戦争を否定。
- 1904年1月21日 高宗、中立宣言。
- 1月29日 ロシア、朝鮮の中立を承認。
- 2月4日 日本政府、日露開戦を決定。
- 2月5日 小村寿太郎外務大臣、栗野慎一郎駐露公使に対し、ロシア政府に国交断絶の通告公文を提出するよう命じる⁸。
- 2月6日 栗野慎一郎駐露公使、国交断絶を通告。ロシア政府動かず。翌日、ニコライ2世は大臣たちと会わず読書と散歩をしただけ。
- 2月8日 日本陸軍、仁川上陸。海軍、旅順攻撃。
- 2月10日 日本、ロシアに宣戦布告。

2. 日露戦争の経過

- 1904年2月24日 第1次旅順港閉塞作戦。
- 3月27日 第2次旅順港閉塞作戦。
- 5月3日 第3次旅順港閉塞作戦。
- 8月10日 黄海海戦。
- 8月14日 蔚山沖海戦。
- 8月19～24日 第1回旅順総攻撃（背後の203高地攻防戦、日本軍死傷者1万5860人）。
- 8月22日 日韓協約（第1次）調印（韓国は日本政府推薦の財政・外交顧問を任用、外国との条約締結・特権譲与につき日本政府と事前協議）。
- 8月28日～9月4日 遼陽会戦（日本軍死傷者2万3533人）。
- 10月10～20日 沙河会戦（日本軍死傷者2万497人）。
- 10月26～31日 第2回旅順総攻撃（日本軍死傷者3830人）。
- 11月26日～12月5日 第3回旅順総攻撃（203高地占領、日本軍死傷者1万6935人）。
- 1905年1月1日 旅順ロシア守備隊降伏。
- 1月22日 サンクト・ペテルブルクで「血の日曜日事件」（第1次ロシア革命はじまる）。
- 3月1～16日 奉天会戦（日本軍死傷者7万28人）。
- 4月21日 日本政府、閣議で講和条件（絶対条件3、相対条件4）決定（賠償金・樺太割譲は相対条件）。
- 5月27～28日 日本海海戦。
- 6月1日 米国大統領に日露講和斡旋を依頼。
- 6月9日 米国、日露両国に講和を勧告。
- 6月27日 戦艦ポチョムキンの反乱（ロシア、オデッサ）。
- 7月7日 日本軍、南樺太に上陸。

⁷ この条約は、ロシア軍の撤兵を3期に分け、それぞれ6ヵ月ずつの期間をとり、合計1年半で撤兵を完了するとしたもの。その条件として、ロシア軍が撤兵するまでは、満州における清国軍の兵員数と駐屯地は、ロシア軍務省との協議によって決定すること、撤兵完了後は清国側の自由となるが、ただし、その後も兵員の増減はロシア側に通告すること、清国はロシア軍が撤退した地域を他の国が占領するのを許さないこと、南満州での新たな鉄道建設は、あらかじめロシア政府と清国政府のあいだで協議してからでなくては行なえないこと、清国に返還された鉄道について、ロシアが経営、修繕のために費した費用を償還すること、などが規定された（古屋哲夫『日露戦争』中央公論社、1966年、61頁）。

⁸ 外務省「小村寿太郎外務大臣より栗野慎一郎駐露公使宛第54号」（1904年2月5日）「日露ノ交渉及国交ノ断絶通告ニ関スル公文提出方ニ付訓令ノ件」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryof/j_russia_2005/2_3.html [2011年5月30日アクセス]）。

- 7月24日 日本軍、北樺太に上陸。
- 7月29日 桂・タフト覚書（米国のフィリピン統治と日本の韓国における優越的支配権の承認に関する密約）。
- 7月31日 ロシア・サハリン守備隊、降伏。
- 8月10日 第1回講和会議。全権・小村寿太郎（1855年10月26日～1911年11月26日）・セルゲイ・ウィッテ *Сергей Юльевич Витте* (1849年6月29日～1915年3月13日)。
- 8月22日 米国大統領、日本に賠償金請求を放棄するよう勧告。
- 9月5日 「日露講和条約」（「ポーツマス条約」）調印。日比谷焼き打ち事件。
- 10月30日 ニコライ2世「10月宣言」（国会開設）。
- 11月27日 第2次日韓協約調印（韓国の対外関係は日本の外務省が処理、日本政府代表として京城＝現在のソウルに総監を置く）。

3. 「ポーツマス条約」

3.1. 日本の要求⁹

絶対的必要条件

- ① 韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコトヲ露国ニ約諾セシムルコト
- ② 一定ノ期限内ニ露国軍隊ヲ満州ヨリ撤退セシムルコト
- ③ 遼東半島租借権及哈爾濱旅順間鉄道ヲ我方ニ譲与セシムルコト

比較的必要条件

- ① 軍費ヲ賠償セシムルコト
- ② 戦闘ノ結果中立港ニ鼠入セル露国艦艇ヲ交付セシムルコト
- ③ 薩哈連及其付属諸島ヲ割譲セシムルコト
- ④ 沿海州沿岸ニ於ケル漁業権を與ヘシムルコト

付加条件

- ① 極東ニ於ケル露国海軍力ヲ制限スルコト
- ② 浦塩港ノ武備ヲ撤シ商港トナスコト

3.2. ロシアの条件

絶対に受け入れられない要求

- ① ロシア領土の割譲
- ② 賠償金支払い
- ③ ヴラジヴォストークの武装解除、太平洋にロシア海軍力を維持する権利の剥奪
- ④ ヴラジヴォストークに通じる鉄道線の譲与

何らかの合意に達しうる要求

- ① 旅順と大連
- ② 満州における両国の相互関係の調整
- ③ 朝鮮

3.3. サハリン問題と賠償金でもめる

ロシア皇帝ニコライ2世は交渉決裂の場合、戦争続行も辞さないと考えていた。



203 高地から遠望した旅順港



203 高地の砲台

⁹ 「日露講和談判全権委員ニ対スル訓令案」（1905年6月30日閣議決定）（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード B04120029400、http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?IS_STYLE=default&ID=M2006092117133867175 [2011年5月30日アクセス]）。

日本側は戦争続行は不可能。
 ウィットが独自にサハリン南半部の割譲を決断。
 日本側は賠償金要求を放棄。
 ウィットは帝国の危機を救ったとされ、伯爵位を贈られた。
 日本では講和は評判が悪く、各地で反対運動が起きた。

3.4. 「ポーツマス条約」¹⁰（正文は仏語、次いで英語）の概要

①日本の朝鮮半島に於ける優越権を認める。

第二條

露西亞帝國政府ハ日本國力韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府力韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干涉セサルコトヲ約ス韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ
 兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲露韓間ノ國境ニ於テ露西亞國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ進迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス

②日露兩國の軍隊は、鐵道警備隊を除いて滿州から撤退する。

第三條

日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權力其ノ效カラ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト
 ニ 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ或ル滿洲全部ヲ舉ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト
 露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

③ロシアは関東州（旅順・大連を含む遼東半島南端部）の租借権を日本へ譲渡する。

第五條

露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝國政府ハ又前記租借權力其ノ效カラ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス
 兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス
 日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財産權力完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

④ロシアは東清鐵道の内、旅順—長春間の南滿洲支線と、付屬地の炭鉱の租借権を日本へ譲渡する。

第六條

露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

⑤ロシアは樺太の北緯 50 度以南の領土を永久に日本へ譲渡する。

第九條

露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ
 日本國及露西亞國ハ薩哈噠島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

⑥ロシアは沿海州沿岸の漁業権を日本人に与える。

¹⁰ 公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第七卷・外事・國際・通商（国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード A01200226500、http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto?IS_STYLE=default&ID=M2006090417532924610 [2011 年 5 月 30 日アクセス]）。

第十一條

露西亞國ハ日本海、「オコーツク」海及「ペーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ雙方同意ス

4. 「日露協約」¹¹体制と韓国併合

1907（明治40）年から1916（大正5）年にかけて、日露戦争後の立場の強化を望む日本と、ヨーロッパにおけるドイツの脅威に対抗するために極東地域の安定を望むロシアとの間で、4回にわたって締結された協約。第1・2・4回は公開協約と秘密協約からなり、第3回は秘密協約のみからなっている。

日本側は第1回から第4回まですべて本野一郎（1862年3月23日～1918年9月17日）駐露公使（1908年5月からは大使）が署名し、ロシア側は第1・2回がイズヴォルスキー（Александр Петрович Извольский, 1856年3月18日～1919年8月16日）外相、第3・4回はサゾーフ（Сергей Дмитриевич Сазонов, 1860年8月10日～1927年12月24日）外相がそれぞれ署名した。

1907年7月30日 第1次「日露協約」調印。

満州独占化を図る日本と市場開放を迫る米国との対立を背景に日露関係の協調が進む。

協約は、日露間及び両国と清国の間に結ばれた条約を尊重することと、清国の独立、門戸開放、機会均等の実現を掲げている。

秘密協約において、ロシアは韓国における日本の優越的地位を、日本は外蒙古におけるロシアの特殊地位をそれぞれ尊重すること、日露間の満州における権利利益の南北分界線（ハルビンと吉林のほぼ中間）などが定められた。

1909年10月26日 ロシア蔵相との会談のため哈爾濱駅に到着した伊藤博文、韓国人安重根に銃殺される。

1910年7月4日 第2次「日露協約」調印。

鉄道王ハリマン（Hariman, E. H.）による満鉄の日米合弁事業提案や、ノックス（Knox, P. C.）米国務長官の「ノックス南満州鉄道中立化案」など、鉄道経営を通じた満州進出に意欲を見せるアメリカの動きを、日露両国が警戒し、秘密協定で、相互の特殊権益が第三国によって侵された場合、共同行動・相互援助を協議することを約し、米国の南満州鉄道中立化案の提案を拒否し、米国の対中政策に対する日露共同戦線を形成して、両国の満州権益の確保を確認した。

8月22日 「日韓条約」調印により韓国併合。

1911年6月1日 日露逃亡犯罪人引渡条約調印。

ロシア国内の反日朝鮮人、日本国内のロシア人革命家の取締りのため。

1912年7月8日 第3次「日露協約」調印。

辛亥革命に対応するため、勢力範囲の分割線を内モンゴルの境界線まで延長し、内モンゴルを東西に分割し、西部をロシアが、東部を日本がそれぞれ利益を分割することを協約し、対米日露提携を強化した。

1916年7月3日 第4次「日露協約」調印。

第一次世界大戦における日露の関係強化、第三国の中国支配を防ぎ、戦時の相互援助と単独不講話を定めた事実上の軍事同盟。極東における軍事行動を含めた日露の共同戦線を樹立し、従来の協約を拡張しその適用範囲も中国全土に拡大。

日露協約の秘密協約は、ロシア帝国が各国と締結した秘密条約を暴露することにしたボリシェヴィキ政権によって、1917年12月19日、政府機関紙『イズヴェスチヤ』紙上で公表された。『イズヴェスチヤ』は第4回秘密協約の「第3国」とは英米両国を指すという脚注を付けている。

¹¹ 「日露協約」は第1次から第4次まで、秘密協約を含め、『日本外交年表並主要文書 1840-1945 上』（外務省編 原書房、1969年）に掲載されている。